

## 静岡市保育教諭の懲戒処分に関する指針

### 第1 趣旨

この指針は、保育教諭の懲戒処分に付すべき事案について、当該処分を厳正に行うことにより、人事管理の透明性を高め、かつ市民への説明責任を果たすため、静岡市職員の懲戒処分に関する指針（平成15年9月1日施行）に定めるもののほか、懲戒処分の処分量定を決定する基準を定めるものとする。

### 第2 標準例

#### 1 児童へのわいせつな行為

児童にわいせつな行為を行った職員は、免職又は停職とする。

#### 2 体罰

(1) 体罰を加えたことにより、児童を死亡させ、又は児童に重大な後遺症が残る傷害を負わせた職員は、免職又は停職とする。

(2) 上記以外の体罰をした場合は、停職、減給又は戒告とする。

#### 3 児童への不適切な言動等

児童に対して、不適切な言動等を行った職員又はそれによって相手に精神的苦痛を与えた職員は、免職、停職、減給又は戒告とする。

### 第3 施行期日

この指針は、平成27年4月1日から施行する。